

市区町村民税特別徴収税額通知書・納税通知書での所得割額の確認

【市区町村民税特別徴収税額通知書】

会社勤務のかた等、住民税が天引きのかたは6月頃勤務先より配布されます。

年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)		市区町村民税特別徴収税額通知書		受給者番号 氏名 指定番号	
所得	給与収入 給与所得 その他の所得	所得区分 主たる給与 以外の合算 所得区分 所得区分	所得割額 均等割額 特別徴収税額	受給者番号	氏名
所得	雑所得 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料 (損災)	除・減・動 配偶者 配偶者特別 扶養控除 基礎控除 所得控除合計	所得割額 均等割額 特別徴収税額 控除不足額 均等割額 増減額(増・減) 変更月	住所	整理番号
所得	雑所得 山林所得 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引	控除 扶養控除 本人控除 基礎控除 所得控除合計	所得割額 均等割額 特別徴収税額 控除不足額 均等割額 増減額(増・減) 変更月	川口市長	
納付額	6月分 7月分 8月分	9月分 10月分 11月分	12月分 1月分 2月分	3月分 4月分 5月分	問合せ先 川口市役所 市民税課 直通 048-259-7634・7635・7636 ここからゆくりはがしてください。(ご本人様以外、はがさないでください。)

【市区町村民税納税通知書】

自営業のかた等住民税をご自身で納付されるかたは、6月頃市区町村より配布されます。

年度 市民税・県民税税額決定・納税通知書

あなたの税額を下記のとおり決定したので、地方税法第41条、第318条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。

埼玉県 川口市長

次の金額欄に記入を要する欄を省略させていただきます。

総と特別徴収税額	公的年金特別徴収税額(詳細は次頁)	普通徴収税額	年税額	所得割	均等割
円	円	円	円	市民税 円	円
				県民税 円	円
				合計 円	円

○普通徴収の方法によって納める額及び納期限

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
税額	円	円	円	円
充当額	円	円	円	円
納付額	円	円	円	円
納期限				

左記の「納付額」をそれぞれ納期限までに納めてください。口座振替の選定がされているかたは、納期限の日口座振替いたします。

○公的年金からの特別徴収の方法によって納める額及び徴収月

徴収月	特別徴収税額
円	円

○公的年金から特別徴収する額の決定方法

・今年度から新たに特別徴収されるかた

徴収方法	普通徴収(本人納付)	年金特別徴収(本徴収)
納期・徴収月	第1期 10月 第2期 12月 翌年2月	10月 12月 翌年2月
特別徴収税額	年金分の税額の4分の1	年金分の税額の6分の1

・前年度2月に特別徴収されていたかた

徴収方法	年金特別徴収(仮徴収)	年金特別徴収(本徴収)
徴収月	4月 6月 8月	10月 12月 翌年2月
特別徴収税額	前年度年金分の税額の6分の1 ※ 前年度年金分の税額の6分の1	年金分の税額から仮徴収分を差し引いた3分の1

※平成29年10月からの改正点です。この改正は、仮徴収税額の算定方法の見直しを行うものであり、税負担が増減するものではありません。また、前年度中に税額変更があった場合、その時期により今年度分の仮徴収税額の変更が関与しない場合があります。

○課税明細書

①所得計	円	②所得控除計	円	総所得(①-②)	円
分離長期	円	分離短期	円	山林・株式・先物	円

課税標準額	市民税	県民税
総所得	円	円
分離長期	円	円
分離短期	円	円
山林・株式・先物	円	円
税額控除前所得割	円	円
調整控除	円	円
住宅借入金等特別控除	円	円
寄附金税額控除	円	円
税額控除	円	円
配当割増課税所得調整控除	円	円
所得割	円	円
均等割	円	円
合計	円	円

年税額(A) 円

給与特別徴収税額(B) 円

公的年金特別徴収税額(C) 円

普通徴収税額(A)-(B)-(C) 円

所得割から控除しきれなくなった配当割増課税所得調整控除額 円

【留意事項】

住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割控除によって減税されている場合、控除前の金額により決定します。